

# 第1回 湯沢町宿泊税導入検討委員会 議事要旨

日 時：令和8年4月27日9時30分～

会 場：湯沢町役場 議会第2会議室

参加者：委員9名 事務局8名 オブザーバー1名

## 1. 開会

出席者が全員揃い、事務局より開会を宣言。

## 2. 委嘱状交付

委嘱期間は、令和8年4月27日より令和9年3月31日

## 3. 町長あいさつ

おはようございます。本日はお忙しい中、湯沢町の宿泊税導入の検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、この宿泊税につきましては、2年前の6月に「湯沢町がこの先、国際リゾートとして競争に打ち勝ち、持続可能な観光地として発展していくためには導入が必要である」との考えを示し、その用途についても、二次交通をはじめとしたお客様受け入れ体制の強化という観点で進めていきたいと説明してまいりました。しかし当時は、多くの皆様からご理解をいただくことができず、引き続き検討を進めることとなっております。

今、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、自由に行動が可能となって以降、お客様の来訪が伸びてきており、特にインバウンドのお客様が大変増えてきております。

今年のスキー客数は180万人と、3月末時点で昨年をやや下回りますが、そのうち外国人のお客様は約30万人から42万3,000人へと12万人以上増加している状況です。

こうした中で、多くのお客様に湯沢町の魅力をしっかり伝えさせていただけるよう、受け入れ体制を確保・強化していくためにも、宿泊税の導入が必要であると考えております。3月の議会でも申し上げましたが、地域の事業者の皆様、町民の皆様、そして旅行者の皆様にご納得していただくことができる、そういう体制の中で、宿泊税を導入していきたいと考えております。

本日は、梅川先生をはじめ、皆様にお集まりいただき、湯沢町としての宿泊税のあり方や用途について、適切にご判断・ご提案をいただければと思っております。忌憚のないご意見をいただき、この宿泊税導入について取りまとめいただければと考えております。ぜひよろしくご意見申し上げて、私からの冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。

(田村町長、公務の都合により退席)

## 4. 各委員紹介（自己紹介）

名簿順に出席者が自己紹介を行った。

## 5. 委員長及び副委員長の選出について

委員長には事務局から国学院大学教授の梅川委員を提案し承認いただいた。  
副委員長には、梅川委員長からの指名により田村副町長が選任された。

## 6. 議事

(1) 湯沢町宿泊税導入検討委員会について

(2) 湯沢町の観光の目標像と計画

(3) 湯沢町の観光の現状と課題

(1) から (3) までをまとめて事務局より説明

---

### (A 委員) 本検討委員会に対する町の考え方について

本検討委員会が、役場側が「民間から意見を聞いた」という体裁を整えるためのアリバイ作りとして利用される場ではないかを確認したい。過去の温泉通り景観改善のための検討委員会では、住民の反対意見が反映されず、委員会の意向と異なる案が決定された経緯があり、同様の事態を懸念している。

→ (事務局)

アリバイ作りとして運営する意図は一切ない。本委員会は、湯沢町の持続可能な観光地づくりのため、宿泊税の必要性・制度設計・用途について、事業者の理解と合意形成を図りながら検討する場として設置したものであり、「意見を聞いたことにするための場」という位置づけではない。

→ (A 委員)

今の回答は議事録に明記していただきたい。

---

### (A 委員) 宿泊税導入後における観光関連予算に係る一般財源について

宿泊税導入後も一般財源から観光関連予算が充てられるのかを確認したい。この点は特に議事録に残す必要があると考えている。

→ (事務局)

今回導入を検討する宿泊税というのは、現在一般財源が充当されているところを宿泊税に置き換えるという趣旨のものではない。宿泊税の用途はこの検討委員会で議論するものであるが、その用途に含まれない事業については従来どおり一般財源を充当することになるかと思う。どの事業に宿泊税を充当し、どの事業に一般財源を充当

するかは、委員会での議論を踏まえ、最終的に町長が決定する。

---

#### (A 委員) 本検討委員会の資料の公開について

民宿の総会で今回の資料を公開してよいか、それとも決定までは非公開とすべきか確認したい。

→ (事務局)

今回の検討委員会資料は、委員会終了後にホームページで公開予定であり、総会で使用して問題ない。

---

#### (B 委員) 宿泊税と入湯税の用途の違いについて

旅館組合として、入湯税と宿泊税の用途の違いが組合員に十分理解されていない点を懸念している。特に、入湯税の「観光振興」と、今後予算化される宿泊税の「観光関連施策」の境界が曖昧なままだと不安材料になるため、整理が必要と考えている。本日は明確な回答を求めるものではなく、問題提起として述べる。

→ (事務局)

第2回検討委員会で「入湯税と宿泊税の用途の棲み分け」を議論する予定である。また、入湯税は法定内目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源保護、消防施設整備、観光振興に充当されるが、今後、宿泊税の用途が具体化する中で、観光施設維持費や観光振興費など、両税の用途が重なる部分について整理が必要になると考えている。委員の意見を踏まえながら検討を進めたい。

→ (梅川委員長)

入湯税を徴収している自治体では必ず生じる論点であり、両税の用途を明確に分ける必要がある。現状の入湯税の充当状況を踏まえ、宿泊税導入後にどのように整理するかは第2回で議論する。

---

#### (C 委員) 宿泊税・入湯税と普通交付税の関係について

宿泊税は基準財政収入額に含まれないという説明があったが、入湯税やふるさと納税は基財政収入額に含まれるのか。それとも宿泊税と同様に含まれないのか。

→ (事務局)

いずれも基準財政収入額には含まれない。

→ (A 委員)

入湯税やふるさと納税も基準財政収入額に含まれないということが見てわかるように資料を修正してもらおうといいと思う。

→ (C 委員)

是非そのように修正してもらいたいが、そうすると、入湯税やふるさと納税があるのに、どうして宿泊税が必要なんだと思う人も出てくると思う。その時に、やはり町が観光事業に使える一般財源自体が減ってきているということも

説明する必要があるのではないか。

→（事務局）

一般財源の減少については、資料集の中で、湯沢町の基幹収入である固定資産税の推移などを記載しているが、このような内容を本資料に盛り込むということによろしいか。

→（C 委員）

本資料に、資料集へ誘導するような記載があるといいと思う。

→（田村雅和副委員長）

町の一般財源に関して、資料の補足になるが、湯沢町が観光事業に費やしている一般財源は商工費だけではないことにも留意いただきたい。総務費には湯沢高原ロープウェイに関する費用が含まれているし、衛生費には公衆浴場費、土木費には中央公園の管理費などが含まれている。町は、そのような形でいろいろなところで観光業に対して一般財源を支出しているということをご理解いただいたうえで、議論を深めていただきたい。

---

#### （C 委員）日帰り客に対する課税の今後の検討について

宿泊税の導入検討にあたっては、観光客の方から負担いただく税ということで、宿泊客と日帰り客との負担の公平性については、多くの方々が気にしていることと思う。今回は宿泊税の議論であることは承知しているが、将来的に日帰り客に対する課税を検討するということを明記してはどうか。

→（梅川委員長）

他自治体でも、宿泊客と日帰り客の負担の公平性についてはたびたび問題となっており、例えば、同じく宿泊税導入を検討している鎌倉市も、観光客の大半が日帰り客であることから同様の議論があった。しかし、日帰り客への課税は手法に課題があり、今のところできるのは駐車場利用者への課税くらいしかない。実際に行っているのが太宰府市で太宰府天満宮に自動車で来る方に環境税を課税しているが、観光目的かビジネス目的かがわからないため、日帰り客だけに課税するのは難しい。手法さえ確立できれば、地域に一番負荷をかけているところに課税するという事は当然のことだが、まずは手法として確立している宿泊税を導入するというのが現実的と考えられている。

→（A 委員）

私も、将来的な日帰り客に対する課税を検討するという一文を盛り込むことには意義があると思う。民宿部会においても、宿だけではなく、将来的にスキー場へも課税される可能性があるという説明できれば、宿泊税に対する理解が得やすくなると思う。

---

## (B 委員) 冬季のみ宿泊税を課税することの可否について

湯沢町の観光は冬季シーズンに際立って多いのが特徴だが、宿泊税を通年ではなく期間限定で行うことは可能か。他の事例に見識のある梅川委員長と D 委員の見解を伺いたい。

→ (梅川委員長)

そのような事例は聞いたことがなく、総務省の同意を得る上でも、そのようなやり方は考えにくいのではないかと感じる。

→ (D 委員)

同じく、そのような例は聞いたことがない。また、湯沢町はグリーンシーズンの課題解決も重要だと思うが、冬季にのみ課税したものを夏場の投資に使うとなると、これもまた公平性の問題が生じかねない。加えて、特別徴収義務者となる宿泊事業者の対応でも混乱が生じるという懸念もある。

---

## (D 委員) 宿泊税の使途と観光課題の整理について

本日の資料では、観光財源を取り巻く状況については記載されているが、特に地区への説明でも大事となる使途に関して、湯沢町の観光における課題がもう少し細かく整理されていていいと感じる。

特に、湯沢町観光振興計画を策定したときから状況も変わってきている中で、町の事業者が本当に困っている課題を明らかにし、その解決のために使うなど、何のために使うかみんなの思いを一致団結させられるように議論を深める必要があると感じる。

→ (事務局)

使途については、観光振興計画に基づき準備会で深堀をしている。また、本委員会です承を得られれば、今後、宿泊事業者へアンケートを行うことで補完したいと考えている。

→ (E 委員)

今回の資料については、D 委員と同じく、課題解決という視点が足りないように感じる。観光振興計画の達成に関するだけでなく、事業者の実質的な困りごとに対する現実的なフレーズが抜け落ちているように思う。加えて、先ほどから話に出ている入湯税と宿泊税のすみ分けや、一般財源との線引きも重要なので、資料の中に盛り込んでいって欲しいと感じている。

---

## (B 委員) 入湯税を基金として管理することの可否について

宿泊税だけでなく、入湯税の使途についても同時に考える必要があるが、入湯税を基金化することは可能か。

→ (梅川委員長)

それは先例もあり、可能である。

---

#### (A 委員) 資料内図表の表現の調整について

資料の中の図表において、まるで行政が事業者の上位にあるかのような誤解を招きかねない部分がある。誤解を受けないよう調整したほうがよいのではないか。

→ (事務局)

そのような意図は全くないが、誤解を生まないよう、資料の修正を検討したい。

→ (E 委員)

A 委員の言う通り、何気ない表記ではあるが、細かいところを注意していただきたい。

---

#### (F 委員) 宿泊事業者に関連する例の充実について

資料のなかで、湯沢町観光振興計画の取り組み状況とこれからの課題をいくつかピックアップしているが、特別徴収事業者である宿泊事業者に関連する例も挙げてもらうとわかりやすい。資料集には載っているが、本資料にも載せていただきたい。

→ (事務局)

承知した。

#### (4) 宿泊税の用途

資料に沿って事務局より説明

---

#### (オブザーバー) 準備会メンバーとしての補足説明

事務局説明に準備会の立場から補足すると、資料の内容はあくまでたたき台なので、検討委員会で追加・変更等していただいて一切構わないもの。

例えば、資料 35 ページにある用途の考え方・方向性については、今 2 つの案が挙げられているが、これを 3 つに増やしたり、あるいは置き換えたりすることも、この委員会で検討されて然るべきものであると考えている。この案の中では、文言や単語についても、検討委員会の議論が縛られないよう、あえて細かいことを盛り込んでいないので、詳細を具体化していただければと思う。

資料 39 ページの、用途を検討する会議体（宿泊税活用会議）に関する部分も、名称やパターンの提案でしかないので、よりいい案があれば変更していただきたい。

また、資料 41 ページにある「柱となる分類」についても、その数や内容について変更することも含めて検討いただきたい。ただし、準備会で話にあがったのは、充当割合を定めておかなければ、一つの分類に全部使われてしまうというようなことが起きかねず、それが不満の原因になる可能性もあるということ。そのために、このような形で提案させていただいているが、これもこの検討委員会で変更していただく分には一向にかまわないものである。

---

## (C 委員) 宿泊税の使途の考え方についての表現の修正案と追加提案

まず、資料 35 ページ目にある宿泊税の使途の考え方の①について。「事業による恩恵が個別の事業者ではなく、全町に波及できる視点にあること」とあるが、湯沢町の場合、大きく分けると3つのエリアに分けられていて、全町に波及できるという視点では、使途がかなり限られてしまうように思う。逆に、事業の波及効果をより細かく考えていくと、大抵の事業は「全町への波及効果がある」と捉えることができ、かえって歯止めが効かなくなる可能性もある。

この考え方の趣旨からすると、「全町に」というより「地域全体に」という表現の方が適当なのではないか。そうすれば、どのエリアに対する施策であっても宿泊税充当事業の対象とすることができるし、その施策の効果が他のエリアへどのように波及するかという視点も持つことができるように思う。

また、先ほど話にあがった「日帰りのお客様が多い」という視点から考え、日帰りのお客様は、宿泊のお客様になる「入口」であると思うので、日帰りのお客様が宿泊のお客様になるように誘導するといった文言があるとよい。

→ (事務局)

資料 35 ページの使途の考え方については、オブザーバーから話があった通り、資料にある案ありきということではなく、検討委員会で議論のうえ内容を作っていただくべきもの。日帰り客から宿泊客につなげるといった文言を盛り込むべきかどうかも含めて、ご検討いただいた内容を次回以降の資料に反映させていきたい。

---

## (C 委員) 宿泊税活用会議の透明性と地域の声の反映方法について

次に 39 ページの使途の具体的な選定手続きについては、一般の宿泊事業者から見てブラックボックスに感じないようにすべきと思う。自分たちのエリアの意見がどのように上げられるのかが分かりやすくなるといい。例えば、地域の観光協会での発言が、まずは宿泊税の使途としてまな板の上に上げられるのかがどうかが見えるとよいのではないかな。

また、宿泊税活用会議において、使途としてなぜ採択されて、なぜ採択されないのかという理由を公開することを担保したい。宿泊税活用会議は、事業執行後の検証も兼ねるとのことだが、検証の結果が不適と判断された場合にどうなるかというところまであらかじめ決めておく必要があると思う。

→ (事務局)

39 ページの使途の選定手続きについては、ブラックボックス化しないよう、公開の仕方についても検討を深めていく必要がある。方法等についても検討委員会で方向性を示していただければと思う。地域の事業者の意見を反映させるための使途候補の一覧化については、事務局側では、この導入の機会にアンケートを実施し意見集約をすることを考えていたが、委員の話にあるように、毎年予算編成のときに意見を集約する機会を設けるやり方も、今後詳細を詰めていく必要がある。

40 ページの宿泊税活用会議における事業検証について、検証の結果、宿泊税の使徒として不相当という結論が出た場合にどうなるかということだが、一般的には予算を編成した町長が議会から追求される形になるかと思う。そのためにも、宿泊税活用会議は、町長に対し「宿泊税の使途として適当でない」という事実を示す役割を持つものになると認識している。

---

#### (C 委員) 分類ごとの割合の設定方法について

41 ページの基金への積立の充当割合について、上限はなくし下限のみの設定にした方がいいのではないか。例えば、予定していた事業の予算が議会で否決されたような場合に、その宿泊税は基金積立に回ると思うが、上限割合が決められていると整合がつかない。加えて、災害時のための積立の割合も決めておいたほうが良い。また、基金を拠出する際はどのように充当割合を決めるのか気になっている。

→ (事務局)

41 ページ目の基金積立について、下限割合のみの方がいいのではないかというご意見についてこの検討委員会で議論していただきたい。

基金の拠出割合については、今考えられることは、基金を積み立てた目的に沿って、その拠出割合も決まるのではないかということ。例えばハード整備に関する基金の積み立てであれば、分類3で定めた割合に応じて積み立てを行うことになる。取り崩すときは、当然その目的で積み立てた金額を取り崩すわけなので、基金からの拠出割合というのは、積み立てたときに制御されるのではないかということが考えられる。

災害時に関することはまさに指摘の通りと感じた。ぜひ議論いただき、項目を追加するなり検討していただければと思う。

---

#### (B 委員) 使途のコントロールと避けるべき使途の考えについて

使途が一番重要で、そこをどうコントロールしていくかが肝要だと考えている。既存事業の財源がないから、そこを穴埋めするように使われることを一番に危惧している。また、不透明なプロモーションに使われることも懸念している。今ここで使途を決めるというより、今後毎年議会で予算をチェックするように使途をコントロールすることが重要だと思っている。

既存財源の穴埋めではなく、新しい事業ができるのだと説明できなければいけない。既存施設の長寿命化や修繕費に回っていくということはあってはならないと思っている。

---

#### (A 委員) 使途の考え方に関する意見と無許可民泊への対応について

資料 35 ページの使途の考え方というところに「個別の事業者ではなく」「特定の事業者ではなく」と書いてあるが、一方で、湯沢町観光振興計画には、スキー場の「ゲー

トシステムの導入」とあったり、「Wi-Fiの整備」、「キャッシュレス決済の推進」というような記載もある。これは、特定の事業者が補助金を受けるようなイメージかと思う。そうであれば、わざわざ「個別の事業者ではなく」「特定の事業者ではなく」という文言は、あえて外した方がいいのではないか。

例えば湯沢町はスキー場の産業がメインになってくることは異論のないことと思うが、そのスキー場の設備投資に対する補助金等も宿泊税の用途として支出できる方がいいのではないか。スキー場だけではなく、宿泊施設の大規模修繕や新設といったものも対象になると使い勝手がよくなり、地域の事業者も理解しやすい。

このことは、固定資産税収がどんどん減っていている町の財政状況にもプラスに働くと思う。宿泊税を各事業者の設備投資への補助に使えば、それにより固定資産税収も増える。スキー場も宿泊施設も飲食店も投資が進めば、固定資産税だけでなく、個人町民税、法人町民税もどんどん伸びていくということを示せば、多くの人の納得感につながると思う。

また、公平性の観点から、不法、違法、無許可の民泊について是正するような文言が必要だと感じる。町として監視を強化するなどの文言を盛り込めるとよいと思う。

---

#### (D 委員) 白馬村の先行事例と用途の明文化について

宿泊税の活用に関するガバナンスというのは、先進事例として白馬村が参考になる。白馬村の場合は、DMOが用途管理団体という形で位置づけられていて、多様な民間の方や観光関連団体の方から用途について応募してもらう形をとっている。そして、民間の方々が入った正式な会議で用途を決めて採択し、その結果を検証する。今回の湯沢町の資料にある案も、まさにその流れに似ていると思うが、ガバナンスの詳細を詰める上で白馬村の事例は参考になると思う。

また、宿泊税を導入するにあたっては、徴収に関する条例や基金条例を作る必要があるが、白馬村の場合は用途も条例で定めている。将来、制度を運用する「人」は変わっていくものなので、制度として条例などで明文化して残すことが重要だと思う。

---

#### (D 委員) 用途の詳細な作りこみの必要性和DMOの組織強化について

資料35ページの用途の方向性に関する記載は、あくまでも税であるためその使い道が限定されるという前提部分に関する内容に留まっており、これをもって具体的な用途の議論をするということにはならないように感じる。用途については、もう少し細かく、他の地域の事例を参考にしながら、しっかり作りこんでいく必要があると思う。

41ページ目で、分類ごとに割合を設定することに関しては、それにより使い勝手が悪くならないか心配なところ。

また、分類1に、湯沢町観光まちづくり機構が行う事業のことが記載されているが、DMOは地域の観光振興を担う大事な役割があるので、もっとDMOの組織強化にも宿泊税を使っていくべきではないかと思う。そのためには、行政やDMOの役割を明確に示し、地

域の皆さんから納得感をもっていただくことが必要。DMO の設立から 5～6 年が経過した今、この宿泊税導入は、DMO の重要性を再認識し、地域からの信頼を高める機会にもなると思う。DMO の役割を整理する作業を行うことで、DMO の人件費や人材育成といった組織強化に宿泊税を使っていくことを盛り込めたらいいと思う。

## (5) 宿泊税制度設計の骨子

資料に沿って事務局より説明

### (C 委員) 課税客体の詳細についての確認

資料 47 ページの課税客体について。キャンピングカーの施設やスーパー銭湯の宿泊などは簡易宿泊所にあたるのか。

→ (梅川委員長)

旅館業法における宿泊の定義に当てはまるかどうかの問題。基本的には、有料で寝具を提供し、泊ませるとというのが宿泊の定義になる。キャンプ場などでも、寝具を提供しているかが焦点となる。要はその施設が旅館業法上の定義に当てはまることをどこまでやっているかという話になる。

→ (事務局補足)

先行自治体の Q&A に同様の質問が掲載されているが、その中では「旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば宿泊税の対象とはなりません」とある。一方で、「固定式テントなどを施設で設けて宿泊する場合は課税される」とある。

→ (C 委員)

フジロックのお客さんのうち、キャンプ泊の方がどうなるのかというのは、多くの人に関心のあるところだと思う。

### (C 委員) 課税免除に関する詳細について

資料 51 ページの課税免除について。入湯税に準じるというように説明されているが、入湯税を今まで徴収していなかった宿泊施設も多くある。そのため、学校教育法の教育活動の一環になるものとならないものの区別などは、疑問に思う事業者も多いと思う。その細かな違いについて教えていただきたい。

→ (事務局)

今は詳細な資料がないため、次回までにまとめておきたい。

### (F 委員) 納税者に説明可能な使途の考え方について

資料 58 ページに、宿泊税のご案内という先行自治体のチラシが掲載されていると思うが、これと見比べると、先ほど議論に上がった宿泊税の使途の説明では、宿泊者へ理解してもらえよう伝えるのは困難だと思う。36 ページにある鳥羽市の先行事例にあるよ

うに「納税者である宿泊者の便益につながるか」といった考え方は重要であることから、使途の考え方に盛り込んでいただきたい。

→（梅川委員長）

これは鳥羽市において私が提案して入れてもらった内容。税である以上、受益と負担の関係が必ずしも一致するわけではないが、納税してもらう方のメリットにつながる政策にするほうが説明しやすいのは間違いない。

→（E 委員）

F 委員から話があった通り、資料 35 ページの記載は、そもそも納税者は宿泊者であるという視点が抜け落ちた文章になっていると私も感じる。

→（B 委員）

関連して、入湯税の使途についても同時進行的に議論を深める必要があると感じる。入湯税は、特に外国からのお客様に対して説明が難しいと感じることが多い。今後は宿泊税と入湯税の両方を徴収することになる宿泊施設が多い中で、使途を明らかにし、説明しやすいようにしていただきたい。

---

#### （A 委員）アンケートと第 2 回検討委員会のスケジュールの再調整について

スケジュールに関して、5 月に宿泊事業者へのアンケートとあるが、これはどういう内容か。本検討委員会のことについて、民泊部会における各事業者への説明の機会が 5 月 30 日までない。それまでの間に、アンケートと第 2 回の検討委員会があると、民泊部会を代表する立場として意見集約が難しい実情がある。今後のスケジュールをどのように考えているか。

→（事務局）

現在の想定では、本日の資料をホームページ上で公開のうえ、5 月 25 日の第 2 回検討委員会までの間にアンケートを配布・回収したいと考えていた。

→（A 委員）

第 2 回の委員会のスケジュールも今聞いたところで、都合がつかない。もう少し事前に調整してほしい。そのスケジュールでは、民泊部会だけでなく、他のエリアでも、事業者にも本日の内容を説明する機会もない。

→（事務局）

各事業者によく理解していただいたうえでアンケートを実施するには、アンケート時期と、第 2 回の検討委員会の日程を再度調整する必要があると感じた。アンケートについては遅らせる方向とし、第 2 回の検討委員会の開催日は再調整しご連絡させていただく。

## (6) 次回の検討委員会に向けて

### 資料に沿って事務局説明

#### (梅川委員長) 事業者アンケートの実施について

まずは事業者アンケートについて決めなければならない。町ホームページ及び湯沢町観光まちづくり機構を通じた会員へのアンケートをしてよろしいかどうか。

→ (C 委員)

記名式のアンケートという条件であれば良いと思う。そうでないと、どのエリアの意見なのか、意見に込められた意図を吸い上げることができない。

→ (梅川委員長)

記名式にして、回答者が回答しづらいということはないか。

→ (事務局)

事務局としては記名式で問題ないと認識しているが、他の委員の考えはいかがか。

→ (委員から異論無し)

#### (B 委員) 旅館部会での情報展開と課税免除・税率に対する意見について

課税免除に関しては、入湯税と同様でいいとは思っている。税率に関しては、個人的には定率制が望ましいと考えているが、現実的には難しさも感じていて、導入に向けては定額 200 円からスタートし、導入後の状況で定率に変えることもできるよう、幅を持たせたいと考えている。

#### (梅川委員長) 委員の立場から見た他自治体の動向について

軽井沢ももうすぐ宿泊税が導入されると思うが、何か話は聞いているか。どのような議論があったかご存知か。

→ (G 委員)

特に何か聞いてはいない。軽井沢もいろいろと特殊な条件にある場所で、例えば固定資産税収が上がっているというような実態がある。そのような中で、どういう経緯で宿泊税を導入するか、具体的に伝わってきてはいない。

→ (梅川委員長)

また情報があったら教えてほしい。

## 7. その他

特になし

## 8. 閉会

### (梅川委員長) 総括

本日は、盛沢山の内容となったが、おおよそすべての論点が出揃ったのではないかと。

今日出た意見として、宿泊税の導入に関する議論ではあるが、将来の日帰り客に対してどのように負担を求めていくのかということについても、一言二言盛り込むのがいいのではないかと話が出た。

また、入湯税と宿泊税の違いを明確にするということも重要だが、これは、第2回、第3回で議論していけばよいと思う。

それから、湯沢町の観光課題について、地区別の視点など、様々な角度から意見を出し合って、それをつなげていくような作業が必要だという提案もあった。

制度設計は、これから議論になっていくと思うが、事業者の皆さんの意見を集め、少しずつ構築していったらいいと思う。